○国土交通省告示第七百三十九号

自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第四百四十号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十四年度自動車等安全性能評価実施要領を次のように定める。

平成二十四年六月二十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

平成二十四年度自動車等安全性能評価実施要領

（この告示の趣旨）

第一条　この告示は、平成二十四年度における自動車及び年少者用補助乗車装置（以下「自動車等」という。）の安全性能に関する評価を実施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条　この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。

一　「年少者」とは、新生児、乳児又は幼児のうち体重が十八キログラム以下の者をいう。

二　「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。

イ　主として乳児を連続した面上に寝かせた状態にして、自動車の進行方向に対して横向きに乳児を拘束又は定置する装置（以下「乳児用ベッド」という。）

ロ　主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって、インパクト・シールド（正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド及び補助シート（幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であって、シートクッションを備えたもの又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト並びに年少者用ベルト及び補助シートのいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置（以下「幼児用シート」という。）

三　「後ろ向き」とは、自動車の進行方向に対して逆方向の向きをいう。

四　「前向き」とは、自動車の進行方向に対して同方向の向きをいう。

五　「ダミー」とは、第三条第一項の規定により評価の対象として選定された自動車（以下「試験自動車」という。）又は同条第二項の規定により評価の対象として選定された年少者用補助乗車装置に搭載する人体模型をいう。

六　「バリヤ」とは、試験自動車を衝突させる壁面をいう。

七　「ＨＩＣ」とは、フルラップ前面衝突安全性能試験及びオフセット前面衝突安全性能試験にあってはダミーの頭部において計測された加速度を、歩行者頭部保護性能試験にあっては頭部インパクタにおいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

八　「頸部の引張荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる上下方向の荷重をいう。

九　「頸部のせん断荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる前後方向及び左右方向の荷重をいう。

十　「頸部のモーメント」とは、ダミーの首の部分に発生するモーメントをいう。

十一　「合成加速度」とは、ダミーの頭部又は胸部において計測された前後方向、左右方向及び上下方向の加速度を用いて計算される加速度をいう。

十二　「胸部変位」とは、ダミーの胸部に生ずる最大変位をいう。

十三　「大腿部荷重」とは、ダミーの左右それぞれの大腿骨に相当する部分に加わる大腿骨の軸方向の荷重をいう。

十四　「脛骨指数」とは、ダミーの脛部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

十五　「かじ取りハンドル変位」とは、かじ取りハンドルの取付部に生ずる後方及び上方への変位をいう。

十六　「ブレーキペダル変位」とは、ブレーキペダルに生ずる後方及び上方への変位をいう。

十七　「開扉性」とは、衝突安全性能試験後における、当該試験自動車の扉が容易に開くか否かの程度をいう。

十八　「救出性」とは、衝突安全性能試験後における、試験自動車からダミーを容易に取り出せるか否かの程度をいう。

十九　「バリヤフェイス」とは、バリヤに取り付ける衝撃吸収材及び試験自動車に衝突させる台車の衝突面に取り付ける衝撃吸収材をいう。

二十　「ＨＰＣ」とは、側面衝突安全性能試験における、ダミーの頭部において計測された加速度を用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

二十一　「腹部荷重」とは、ダミーの腹部（側面衝突時にあっては、当該衝突した側の腹部）に加わる荷重をいう。

二十二　「恥骨荷重」とは、ダミーの骨盤の恥骨結合部に加わる荷重をいう。

二十三　「サイドカーテンエアバッグ」とは、自動車が側面衝突による衝撃を受けた場合において、主に車体のＡピラーから屋根に沿ってＣピラー付近まで展開することにより乗員頭部を保護するために装備された装置をいう。

二十四　「ＮＩＣ」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験において、ダミーにおいて計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

二十五　「車両前部上面」とは、車両の前面ガラスの下縁の両端の点を含む車両中心線に垂直な平面より前方にある車両の上面をいう。

二十六　「頭部インパクタ」とは、試験自動車に衝突させる人体の頭部の模型をいう。

二十七　「下部脚部インパクタ」とは、試験自動車に衝突させる人体の大腿部、膝及び下腿部の模型をいう。

二十八　「脛骨曲げモーメント」とは、下部脚部インパクタの脛骨に発生する曲げモーメントをいう。

二十九　「内側側副靭帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の内側側副靭帯の伸び量をいう。

三十　「前十字靭帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の前十字靭帯の伸び量をいう。

三十一　「後十字靭帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の後十字靭帯の伸び量をいう。

三十二　「外側後席」とは、前向きの座席のうち運転者席及びこれと並列の座席以外の座席であって、自動車の側面に隣接する座席をいう。

三十三　「中央後席」とは、前向きの座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席以外の前向きの座席であって、外側後席以外の座席をいう。

三十四　「座席ベルトの非着用時警報装置」とは、座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を乗員に警報する装置をいう。

三十五　「試験用座席」とは、車両並びに車両への取り付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に付属する規則第四十四号第四改定版補足第四改定版の附則六の三．に規定する座席をいう。